

## 森林組合機能強化資金貸付評価委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林組合機能強化資金貸付評価委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第13条の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、委員長の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、委員長が定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴の申出等)

第4条 傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付に申し出の上、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入しなければならない。

- 2 傍聴の受け付けは先着順で行い、定員になり次第受け付けを終了する。
- 3 傍聴人は事務局職員の指示に従い、会議室に入室すること。

(傍聴席)

第5条 傍聴席は、委員長がこれを指定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
  - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
  - (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメット類を着用し、又は携帯している者
  - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（報道関係者を除く。）
  - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
  - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
  - (7) 酒気を帯びていると認められる者
  - (8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、事務局職員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
  - 3 委員長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) 張り紙、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。

- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、会議室において写真、ビデオ等の撮影又は録音等をしてはならない。  
ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

- 2 前項ただし書の規定により、撮影又は録音等の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願(様式第2号)を委員長に提出しなければならない。

(事務局員の指示)

第9条 傍聴人は、事務局員の指示に従わなければならない。

(退場しなければならない場合)

第10条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員長が、会議の内容が非公開であることを認め、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人が、この要領の規定に違反し、委員長が退場を命じたとき。

(報道関係者の取扱い)

第11条 報道関係者は、第3条から第4条までの規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

- 2 第5条から前条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。  
この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年2月2日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和6年6月30日限り、その効力を失う。



(様式第2号)

写真撮影等許可願	
撮影等年月日	
撮影等の目的	
撮影者等の氏名・住所	
フラッシュ使用等の有無	有 ・ 無
備考	
<p>上記のとおりご許可願います。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>森林組合機能強化資金貸付評価委員会委員長 様</p> <p>申込者 住所</p> <p>氏名</p>	